平成２３年（フ）第４６４号
新潟県五泉市寺沢４丁目５番25号
債務者　吉田ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８５号
新潟市秋葉区金沢町３丁目４番59号
債務者　冨田　静子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４３号
愛知県稲沢市稲沢町北山１丁目41番地　コーポ牧Ａ―102
債務者　村山　智子（旧姓倉島）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３５０号
愛知県稲沢市井之口大坪町78番地２
債務者　伊藤　真悟
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県小野市王子町660番地の１　ＭＴ・メゾン202
債務者　寺井　明香（旧姓広瀬）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第４７号
大分県日田市中城町８番７号　淡窓コーポ１号
債務者　坂本真太郎
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第４８号
大分県日田市大字夜明1804番地１
債務者　井上真奈美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６７８号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目８番26号アネスト尼崎1005号、前住所兵庫県尼崎市神田南通１丁目25番地の11
債務者　齊藤　里子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０２号
兵庫県西宮市樋之池町７番１―1503号
債務者　北村　吉民
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１４号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目13番３号　パティオ武庫101号
債務者　坂本安津子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―319号、前住所兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目12番18―405号
債務者　中野　治夫
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６８号
兵庫県西宮市甲子園六番町５番１号　フジハイツ203号、前住所兵庫県西宮市甲子園二番町１番２―101号
債務者　伊郷　達也
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３号
福岡県大牟田市黄金町１丁目494番地１
債務者　柿本　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第６９号
福岡県大牟田市山上町４番地１　コアマンション山上倶楽部902号
債務者　佐藤由利子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第７７号
福岡県大牟田市大字草木６番地
債務者　浦田　秀一
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第７１５号
北九州市八幡西区西折尾町２番44号
債務者　岡部　勝美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２４号
北九州市八幡西区則松５丁目16番５―206号
債務者　髙岸　裕司
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部